

大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程を公布する。

平成27年 9 月 7 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第13号

大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団会計規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（入札保証金又は契約保証金の納付） 第55条 （略） （1）－（6） （略） <u>（7） インターネットを利用して固定資産及び物品の売払いを行う事務手続（以下「固定資産等売却システム」という。）を管理する事業者の保証保証の書面に記載された保証金額</u> 2 （略） （一般競争入札又は指名競争入札の入札保証金） 第109条 （略） <u>2 前項の規定にかかわらず、固定資産等売却システムによる一般競争入札を行うときは、入札に参加しようとする者に、当該入札に係る予定価格の100分の2以上の入札保証金を納めさせなければならない。</u> （一般競争入札又は指名競争入札の入札保証金の還付等） 第112条 （略） 2 （略） 3 <u>固定資産及び物品の売払い</u>においては、入札保証金を売買代金の一部に充当することができるものとする。	（入札保証金又は契約保証金の納付） 第55条 （略） （1）－（6） （略） 2 （略） （一般競争入札又は指名競争入札の入札保証金） 第109条 （略） （一般競争入札又は指名競争入札の入札保証金の還付等） 第112条 （略） 2 （略） 3 <u>公有財産の売払い</u>においては、入札保証金を売買代金の一部に充当することができるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。